

## 「前橋市犯罪被害者等支援条例」制定に係るパブリックコメントの実施

犯罪被害者等に対する支援を推進し、被害の早期回復又は軽減並びに権利利益の保護を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現するための「前橋市犯罪被害者等支援条例」制定について、パブリックコメントを行います。

- 1 意見の募集期間 令和3年8月23日（月）～ 令和3年9月17日（金）
- 2 資料の公表方法 8月23日より本市ホームページに資料及び意見提出用紙ファイルを掲載します。また、市役所（3階防災危機管理課 2階情報公開コーナー）、各支所、各市民サービスセンター、K'BIX 元気21まえばし（中央公民館）で資料及び意見提出用紙を配布します。
- 3 意見の提出方法 意見提出用紙に記入のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかで送付するか、資料の公表場所に直接提出。

郵送	〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1 総務部防災危機管理課あて
ファクシミリ	ファクシミリ番号 027(221)2813 総務部防災危機管理課あて
電子メール	アドレス kikikanri@city.maebashi.gunma.jp 総務部防災危機管理課あて

- 4 意見を提出できる人
- ・市内に住所がある人
  - ・市内に住所はないが、以下のいずれかに該当する人
    - ①市内に勤務先がある、または、市内の学校に在学する人
    - ②本条例の制定に利害関係を有する人
- 5 その他 提出していただいたご意見については、提出者には直接回答はしません。後日、意見に対する市の考え方を示して公表します。

本件に関するお問い合わせ先

防災危機管理課 防犯係

電話 直通 / 027-898-5839